

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

入札説明書

平成29年11月22日

伊賀市

目 次

第 1	入札説明書の定義	1
第 2	事業概要	2
1	事業名称	2
2	本事業の対象となる公共施設の名称.....	2
3	公共施設の管理者の名称.....	2
4	本事業の目的	2
5	本事業の基本コンセプト.....	3
6	本事業の内容	4
第 3	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者の募集及び選定方式.....	8
2	事業者の募集及び選定スケジュール.....	8
3	入札参加者の参加資格要件.....	8
4	入札に関する手続き.....	13
5	入札に関する留意事項.....	16
6	落札者の決定方法.....	19
第 4	事業契約に関する事項	21
1	契約手続き等	21
2	契約保証金	21
第 5	事業実施に関する事項	23
1	誠実な業務遂行義務.....	23
2	市と事業者との責任分担.....	23
3	業務遂行状況のモニタリング.....	23
4	保険の付保	23
5	事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置.....	23
6	事業の継続が困難となった場合の措置.....	23
7	金融機関と市との協議.....	24
8	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等.....	24
第 6	入札説明書等に関する問合せ先	25

第1 入札説明書の定義

伊賀市小学校給食センター整備運営事業 入札説明書（以下「入札説明書」という。）は、伊賀市（以下「市」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、平成29年10月3日に特定事業として選定した伊賀市小学校給食センター整備運営事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）により募集及び選定を行うにあたり、本事業の入札への参加を希望する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に交付するものである。

この入札説明書と併せて交付する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）は、入札説明書と一体のものとする。入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類（以下「入札書類」という。）を提出するものとする。

入札説明書等と既に公表している本事業の実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答に相違がある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問・意見に対する回答によることとする。

第2 事業概要

1 事業名称

伊賀市小学校給食センター整備運営事業

2 本事業の対象となる公共施設の名称

伊賀市小学校給食センター（以下「本施設」という。）

3 公共施設の管理者の名称

伊賀市長 岡本 栄

4 本事業の目的

本市の小学校の給食は、現在、自校方式とセンター方式（阿山給食センター・大山田給食センター）により提供している。しかし、給食施設・設備の老朽化や給食調理員の不足といった課題を抱え、改善が必要になっており、現状での給食実施の継続が今後困難となることが想定される。

このため、平成26年に伊賀市小学校給食のあり方検討委員会を設置し、平成27年8月に示された小学校給食のあり方に関する提言を受けて、教育委員会では小学校給食についての基本方針を策定した。平成28年度は、「伊賀市小学校給食センター建設基本計画」を策定するとともに、新たな小学校給食センターの整備手法の検討を行い、PFI法に基づくPFI方式により実施することとした。

本事業は、本施設の設計・建設及び運営・維持管理を効率的かつ効果的に実施するため、民間事業者に一括して発注することで、安全・安心な学校給食の安定的な供給や地産地消・食育の推進などを図るとともに、事業期間を通じた市の財政負担の縮減を実現することを目的とする。また、本事業を実施するにあたり、主に施設整備期間において市内に本店を有する企業が主体的に参画する体制が構築され、運営・維持管理期間において市民の雇用が促進されるなど地域経済への貢献を期待している。

5 本事業の基本コンセプト

本事業は、下記の基本コンセプトに基づき、事業者が本施設に必要な機能・設備等を整備するとともに、事業期間中の維持管理及び運営業務を実施するものとする。

① 安全・安心な給食の提供 「学校給食衛生管理基準」「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づく衛生管理の徹底により、安全・安心な給食を確実に調理・提供できる施設として整備します。
② 安定的な給食の提供 調理終了後から2時間以内の喫食を実現するための能力を有した調理設備機器の導入と効率的な作業環境の確保により、安定的に給食を提供できる施設として整備します。
③ アレルギー対応食を提供できる施設 食物アレルギーを持つ児童に給食を安全に提供するため、アレルギー対応食の専用調理室を設置し、確実に調理・提供できる施設として整備します。
④ 地産地消の推進 地場の農産物や季節の食材を献立に積極的に取り入れることができ、地産地消の推進につながる施設として整備します。
⑤ 食育の推進 調理工程の見学や研修・展示機能等の充実を図り、食育推進の場として活用できる施設として整備します。
⑥ 周辺環境への影響抑制・環境負荷の低減 臭気、騒音、振動など周辺環境への影響の抑制を図るとともに、エネルギー使用量の削減や給食残渣の減量化など、環境負荷を低減できる施設として整備します。
⑦ 長期的な財政負担の軽減・将来的な需要変動への対応 施設整備に係るコストだけでなく、長期間の運営・維持管理を踏まえたライフサイクルコストの削減を図るとともに、将来的に想定される児童数や配送先の増減などに柔軟に対応できる施設として整備します。

6 本事業の内容

(1) 事業方式

本事業は、市が所有する土地に事業者が本施設の設計・建設を行い、完成後に所有権を市に移転したうえで、事業期間終了時まで本施設の運営・維持管理を行うＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式により実施する。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（市議会における議決日）の翌日から平成47年3月までとする。

事業契約の締結	平成30年6月（予定）
施設整備期間	平成30年7月から平成32年1月まで（19カ月間）
開業準備期間	平成32年2月から3月まで（2カ月間）
供用開始	平成32年4月
運営・維持管理期間	平成32年4月から平成47年3月まで（15年間）

(3) 本事業の業務範囲

本事業において事業者が行う業務範囲は、次のとおりとする。

ア 施設整備業務

- ①事前調査業務
- ②各種申請等業務
- ③設計業務
- ④工事監理業務
- ⑤建設業務
- ⑥調理設備等調達・設置業務
- ⑦食器・食缶等調達業務
- ⑧調理備品等調達業務
- ⑨施設備品等調達・設置業務
- ⑩調理設備等の増設・追加調達業務
- ⑪その他関連業務

イ 開業準備業務

- ①設備等の試運転
- ②業務従事者への研修、調理・配送リハーサル
- ③パンフレット・DVDの作成
- ④開所式の支援
- ⑤その他関連業務

ウ 維持管理業務

- ①建築物保守管理業務
- ②建築設備保守管理業務

- ③調理設備等保守管理業務
- ④食器・食缶等保守管理業務
- ⑤施設備品等保守管理業務
- ⑥外構等保守管理業務
- ⑦清掃業務
- ⑧警備業務
- ⑨その他関連業務

エ 運営業務

- ①食材等の検収補助・保管業務
- ②調理等業務
- ③衛生管理業務
- ④洗浄消毒・残渣等処理業務
- ⑤給食配送・回収業務
- ⑥配送車両の調達・維持管理業務
- ⑦調理備品等保守管理業務
- ⑧食育支援業務
- ⑨その他関連業務

※運営業務に関して、市が実施する主な業務は次のとおりとする。

- ①食育
- ②栄養指導
- ③献立作成
- ④食材等の調達・発注
- ⑤食数の調整・管理(給食数等必要な事項の連絡)
- ⑥給食費の徴収管理
- ⑦本施設に納入される食材等の検収、給食の調理指示、調理された給食の検食
- ⑧配送校へ直接搬入される牛乳・パンの調達・配送、検収
- ⑨配送校における配膳業務
- ⑩本施設の視察及び見学等の事前受付、当日対応

(4) 事業期間終了時の措置

事業者は、本施設の運営業務及び維持管理業務を適切に実施し、事業期間の終了時においても、要求水準書に示す良好な状態で市への引き継ぎを行う。

事業期間終了後における本施設の運営業務及び維持管理業務に関しては、市が事業期間内に決定する。

(5) 施設概要等

ア 敷地概要

所在地	伊賀市西条 114 番地
用途地域等	都市計画区域内・市街化調整区域・建築基準法第 22 条区域
敷地面積	約 5,677 m ²
建ぺい率	60%
容積率	200%

イ 施設概要

調理能力	最大 4,000 食/日
アレルギー対応食	最大 50 食/日 (対象食材の除去食を基本とする。)
献立方式	1 献立/日 (副食 3 品を基本とする。)
配送校	1～5 年目：13 校、6～7 年目：16 校、8 年目以降：19 校

ウ 調理能力

対象	平成 32～36 年度	平成 37～38 年度	平成 39 年度以降
調理設備等	最大 2,500 食/日		最大 4,000 食/日
食器・食缶等	最大 2,000 食/日	最大 2,500 食/日	
調理備品等			

エ 計画概要

区分		必要諸室・施設内容等	
施設 本体	給食 エリア	汚染 作業 区域	食材搬入用プラットホーム、荷受室、検収室、泥落とし室、食品庫、仕分室、冷蔵庫(室)・冷凍庫(室)、野菜類下処理室、魚肉類下処理室、米庫、洗米室、器具洗浄室、油庫、廃材庫、雑品庫、洗浄室、洗剤庫、残渣室、回収風除室等
		非汚染 作業 区域	上処理室、煮炊調理室、揚物・焼物・蒸物調理室、和え物室、アレルギー対応食専用調理室、炊飯室、器具洗浄室、洗浄室、コンテナ室、配送風除室等
		その他	市職員用更衣室、事業者用更衣室、休憩室、食堂、シャワー室、業務従事者用便所、前室、洗濯室・乾燥室、倉庫等
	一般エリア		玄関、市職員用事務室、事業者用事務室、給湯室、書庫、倉庫、便所(事務員用、外来者用、多目的)、見学用通路、展示ホール、会議室、調理実習室、配送員控室、機械室、ボイラー室等
附帯設備		門扉・フェンス、駐車場(市職員用、公用車用、来客用、障がい者用、おもいやり駐車場、事業者用)、駐輪場、外灯、ゴミ置場、受変電設備、受水槽、排水処理施設等	

（６）事業者の収入

市は、事業者が実施する業務に対してサービス対価を支払う。

本事業におけるサービス対価（事業者の収入）は、次のとおりであり、市が事業者からサービスを購入する形態（サービス購入型）の事業とする。

事業者へのサービス対価の支払方法及び支払手続き等については、事業契約書(案)に示す。

ア 施設整備業務及び開業準備業務に係るサービス対価

市は、事業者が実施する施設整備業務（調理設備等の増設・追加調達業務を除く）に係る対価のうち、一定金額を「サービス対価Ａ」として本施設の引渡後に一括で支払う。なお、サービス対価Ａは、1,120,000,000 円（税抜）とする。

市は、事業者が実施する施設整備業務（調理設備等の増設・追加調達業務を除く）及び開業準備業務に係る対価のうち、サービス対価Ａの金額を控除した残額を割賦元金とし、割賦金利（基準金利に事業者が提案したスプレッドを加算）を適用して元利均等方式により算出される金額を「サービス対価Ｂ」として運営・維持管理期間にわたり年４回支払う。なお、入札金額の算定に係る基準金利は、平成 30 年 2 月 1 日（木）の東京時間午前 10 時現在の東京スワップ・レファレンス・レート（T.S.R）として Terelate17143 ページ（又はその後継若しくは代替ページ）に掲載されている 6 か月 LIBOR ベース 15 年物（円/円）金利スワップレートとする。なお、当該レートがマイナスとなった場合は、基準金利は 0%とみなして割賦金利を算出する。

市は、事業者が実施する調理設備等の増設・追加調達業務に係る対価について、当該業務の完了後に「サービス対価Ｃ」として一括で支払う。なお、当該業務は、配送校及び提供食数の増加する年度（平成 37 年度、39 年度）の前年度の実施を想定している。

イ 運営業務及び維持管理業務に係るサービス対価

市は、事業者が実施する運営業務及び維持管理業務に係る対価について、「サービス対価Ｄ」として運営・維持管理期間にわたり年４回支払う。

（７）遵守すべき法令等

事業者は、本事業の実施にあたり、P F I 法及び「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」（平成 12 年総理府告示第 11 号、以下「基本方針」という。）並びに地方自治法のほか、関係する法令（当該法律の施行令及び施行規則等の政令、省令、条例等を含む。）及び適用要綱・各種基準等（以下「関係法令等」という。）の最新版を遵守する。詳細については、要求水準書に示す。

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方式

事業者の募集及び選定は、入札価格及び提案内容を総合的に評価して落札者を決定する総合評価一般競争入札により行う。

2 事業者の募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを予定している。

平成 29 年	11 月 22 日(水)	入札公告及び入札説明書等の公表
	11 月 30 日(木)	入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催
	12 月 5 日(火)	入札説明書等に関する第1回質問・意見の受付締切
	12 月 25 日(月)	入札説明書等に関する第1回質問・意見に対する回答公表
平成 30 年	1 月 11 日(木)	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付締切
	1 月 22 日(月)	参加資格審査結果の通知
	1 月 25 日(木)	入札説明書等に関する第2回質問・意見の受付締切
	2 月 9 日(金)	入札説明書等に関する第2回質問・意見に対する回答公表
	2 月 26 日(月)	入札書類及び提案書類の受付締切
	4 月	落札者の決定及び公表、落札者との基本協定の締結
	5 月	仮契約の締結
	6 月	事業契約の議決及び締結

3 入札参加者の参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

ア 入札参加者の構成

入札参加者は、次の企業を含む複数の企業により構成されるグループとする。

必要に応じて、次の企業以外の企業（以下「その他の企業」という。）を入札参加者に含めることも可能とする。

- ①本施設の設計業務を行う企業（以下「設計企業」という。）
- ②本施設の建設業務を行う企業（以下「建設企業」という。）
- ③本施設の工事監理業務を行う企業（以下「工事監理企業」という。）
- ④本施設の調理設備調達・設置業務及び調理設備保守管理業務を行う企業（以下「調理設備企業」という。）
- ⑤本施設の建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務及び外構等保守管理業務を行う企業（以下「維持管理企業」という。）
- ⑥本施設の運營業務を行う企業（以下「運営企業」という。）

本事業に係る各業務を複数の企業が共同または分担して実施することや、同一の企業が複数の業務を実施することも可能とするが、建設企業と工事監理企業を同一の企業または相互に資本面若しくは人事面において関連のある企業が兼ねることは不可とする。

「資本面若しくは人事面において関連のある企業」とは、次に該当する者とする。

資本面において 関連のある企業	当該企業の 50%を超える株式を保有し、またはその出資の総額の 50%を超える出資をしている企業
人事面において 関連のある企業	当該企業の代表権を有する役員を兼ねている企業

イ 構成員の定義

入札参加者を構成する企業（以下「構成員」という。）は、次のとおり「代表企業」「構成企業」「協力企業」に分類する。

本事業の落札者として選定された入札参加者のうち、代表企業及び構成企業は、市との仮契約の締結までに本事業の遂行のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として市内に設立する。

構成員として、設計企業、建設企業、工事監理企業のうち市内に本店を有する企業を 1 社以上参加させること。

代表企業	構成員を代表して入札参加に係る手続きを行うとともに、SPC から直接業務を受託または請け負い、SPC に出資する企業 ※SPC への出資比率は、出資者の中で最大とすること
構成企業	SPC から直接業務を受託または請け負い、SPC に出資する企業
協力企業	SPC から直接業務を受託または請け負い、SPC に出資しない企業

複数の入札参加者の構成員になることはできない。また、構成員のいずれかと資本面または人事面で関連のある企業は、他の入札参加者の構成員となることはできない。

構成員は、SPC から直接受託または請け負った業務の一部について、事前に市の承諾を得たうえで第三者に委託または下請人を使用することができるものとする。

代表企業及び構成企業以外の企業が SPC に出資することも可能とするが、当該企業の出資比率は事業期間を通じて出資総額の 50%未満（代表企業及び構成企業の出資比率は事業期間を通じて出資総額の 50%超）とする。

SPC に出資するすべての企業は、原則として事業契約が終了するまで株式を保有し続けるものとし、事前に市が書面により承諾した場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

ウ 構成員の変更

参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付以降、代表企業の変更は認めない。

構成企業及び協力企業の変更については、やむを得ない事情が発生した場合に限り、市と代表企業が当該変更の可否について協議を行うものとする。

（２）構成員共通の参加資格要件

構成員は、本事業を長期間にわたり円滑かつ安定的に実施できる健全な財務体質や各業務を効率的かつ効果的に遂行できる経験及びノウハウを有する企業とし、入札公

告日において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿に登録されている者で次の要件すべてに該当する者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定及び P F I 法第 9 条の規定に該当しない者
- ②手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- ③商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告の事実がある者でないこと
- ④破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立の事実がないこと
- ⑤会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者
- ⑥入札公告日から開札までの期間に、伊賀市または三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、伊賀市において指名停止を受けた場合、伊賀市の措置期間が終了した時点から申請可）
- ⑦健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務、及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除く。以下、当該 3 保険を「社会保険等」という。）
- ⑧法令、規則等に違反していない者
- ⑨「伊賀市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」別表第 1 に掲げるいずれかに該当しない者
- ⑩法人税、消費税及び地方消費税、県税（三重県）、市税（伊賀市）を滞納していない者
- ⑪市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している株式会社百五総合研究所及び同社が当該業務において提携している株式会社梓設計中部支社、アンダーソン・毛利・友常法律事務所またはこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと
- ⑫市が設置した「伊賀市小学校給食センター整備運営事業 PFI 事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）の委員または委員が属する組織、企業と資本面若しくは人事面において関連のある者でないこと

（３）設計企業の参加資格要件

設計企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が設計業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者
- ③平成 14 年度以降に元請として延床面積 1,750 m²以上の公共施設の実施設計を完了した

実績を有していること

- ④平成 14 年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

(4) 建設企業の参加資格要件

建設企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が建設業務を共同して実施することも可とし、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④から⑦までの要件については、1 社以上の企業がすべてに該当すること。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている者
- ②建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき建築一式工事について特定建設業の許可を受けている者
- ③経営規模等評価結果通知書の審査基準日が平成 28 年 7 月 31 日以降の者（経営事項審査申請中または申請予定者含む。）
- ④伊賀市内に本店を有する者にあつては、伊賀市建設工事等発注基準及び伊賀市入札参加資格者格付基準に定める建築一式工事の A ランクの者、伊賀市内に支店・営業所等を有する者及び三重県内・三重県外に本店・支店又は営業所等を有する者にあつては、平成 28 年 7 月 31 日以降の経営規模等評価結果通知書における建築一式工事の総合評定値（P）が 1,100 点以上の者
- ⑤平成 14 年度以降に竣工した延床面積 1,750 ㎡以上の公共施設（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造または鉄骨造）の建築一式工事において元請（共同企業体の場合は構成員でも可）の施工実績を有する者（共同企業体による施工実績の場合は、当該共同企業体の構成員の中で最大の出資比率を有するものであること。ただし、この場合の施工実績は出資比率で按分するものとする。）
- ⑥建設業法第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の規定による監理技術者（一級建築士または一級建築施工管理技士の資格を有する者）で、かつ建築一式工事において、元請で単独または企業体の構成員として、主任技術者または監理技術者の施工経験を有する者を専任で配置できる者（監理技術者有資格者として現場代理人の経歴を有する者の配置は可とする）
- ⑦現場代理人を常駐配置できる者

(5) 工事監理企業の参加資格要件

工事監理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が工事監理業務を共同または分担して実施する場合は、いずれの企業も①から③までの要件を満たしていること。④の要件については、いずれかの企業が満たしていることで足りるものとする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第 86 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の建築関係建設コンサルタントー建築一般に登録されている者
- ②建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けている者

- ③平成14年度以降に元請として延床面積1,750㎡以上の公共施設の実施設計を完了した実績を有していること
- ④平成14年度以降に元請としてドライシステムの学校給食施設の実施設計を完了した実績を有していること

(6) 調理設備企業の参加資格要件

調理設備企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の機械器具－給食・厨房機器に登録されている者
- ②平成14年度以降に竣工した調理能力4,000食/日以上为学校給食センターの調理設備等調達・設置業務を元請として履行した実績を有していること

(7) 維持管理企業の参加資格要件

維持管理企業は、次の要件すべてに該当する者とする。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿の保守点検業務に登録されている者
- ②平成14年度以降に公共施設の保守管理業務を元請として履行した実績を有していること

(8) 運営企業の参加資格要件

運営企業は、次の要件すべてに該当する者とする。ただし、複数の企業が運営業務を共同または分担して実施する場合は、いずれかの企業が②の要件を満たしていること。

- ①入札公告時において伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿のその他業務－給食業務に登録されている者
- ②平成14年度以降に竣工した調理能力2,000食/日以上为学校給食センターにおいて、調理業務等を元請として履行した実績を有していること

(9) その他の企業の参加資格要件

その他の企業は、本事業で担当する業務に関連して、伊賀市会計規則第86条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていることを参加資格要件とする。

(10) 参加資格の確認基準日

入札参加者の資格要件に関する確認基準日は、入札公告日とする。ただし、参加資格の確認基準日から落札者の決定日までの期間に、各構成員において上記の参加資格要件の全部または一部を欠くような事態が生じた場合は失格とする。ただし、前述のとおり、やむを得ない事情が発生した場合に限り協議を行い、代表企業以外の構成企業及び協力企業については、変更等を認める場合がある。

4 入札に関する手続き

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、市ホームページにおいて公表する。

(2) 入札説明書等に関する説明会及び現地見学会の開催

入札説明書等に関する説明会及び現地見学会は、次のとおり開催する。

なお、配送校の見学会は開催しない。

日 時	①入札説明書等に関する説明会 平成 29 年 11 月 30 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 30 分 ②現地見学会 平成 29 年 11 月 30 日(木) 午後 3 時 30 分～午後 4 時 30 分
場 所	①ハイトピア伊賀 5 階 学習室 2 (三重県伊賀市上野丸之内 500 番地) ②事業用地 (三重県伊賀市西条 114 番地)
申 込 方 法	・平成 29 年 11 月 29 日(水) 午後 5 時までに、様式 1 「入札説明書等に関する説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は「P F I 説明会等参加申込」として送信すること ※説明会及び現地見学会への参加申込者数は、1 社につき 2 名程度とする。
申込先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyoui-soumu@city.iga.lg.jp
留 意 事 項	・入札説明書等の配布は行わない。 ・開催当日は、入札説明書等に関する質問・意見は受け付けない。(下記記載の期間中に電子メールのみで受け付ける。)

(3) 入札説明書等に関する第 1 回質問・意見の受付

入札説明書等に関する第 1 回質問・意見は、次のとおり受け付ける。

期 間	平成 29 年 11 月 28 日(火)～12 月 5 日(火)午後 5 時まで
受 付 方 法	・様式 2 「入札説明書等に関する質問書」または様式 3 「入札説明書等に関する意見書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は、質問書の場合は「P F I 入札説明書等質問」、意見書の場合は「P F I 入札説明書等意見」として送信すること
提出先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

(4) 入札説明書等に関する第 1 回質問・意見に対する回答

入札説明書等に関する第 1 回質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が判断したものを除き、平成 29 年 12 月 25 日(月)に市ホームページにおいて公表することを予定している。なお、提出された質問・意見に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付

入札参加者から参加表明書及び参加資格審査申請書類を次のとおり受け付ける。

受付期間	平成 30 年 1 月 9 日(火)～11 日(木)午後 5 時まで
提出場所	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 (伊賀市役所 大山田支所 2 階) 〒518-1422 三重県伊賀市平田 652 番地の 1
提出書類	・参加表明書及び参加資格審査申請書類は、様式集に従って作成すること
提出方法	・持参または郵送により提出すること ・持参する場合は、提出日の前日までに伊賀市教育委員会事務局 教育総務課に連絡し、午前 9 時～午後 5 時に提出すること ・郵送する場合は、書留郵便とし、受付期限までに必着のこと

提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。

参加資格審査において市が必要と判断した場合は、入札参加者に追加書類の提出を要求することがある。

受付期間中に参加表明書及び参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないとされた者は、本事業の入札に参加することができない。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は、各入札参加者の代表企業に対して、平成 30 年 1 月 22 日(月)までに通知する。参加資格審査の通過者に通知する受付番号は、提案書類に記入すること。

なお、参加資格が無いと通知された入札参加者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に当該理由について書面により市に説明を求めることができる。市は、平成 30 年 2 月 2 日(金)までに説明を求めた入札参加者の代表企業に対して書面により回答を行う。

(7) 入札説明書等に関する第 2 回質問・意見の受付

入札説明書等に関する第 2 回質問・意見は、次のとおり受け付ける。

期 間	平成 30 年 1 月 23 日(火)～ 1 月 25 日(木)午後 5 時まで
受 付 方 法	・様式 2 「入札説明書等に関する質問書」または様式 3 「入札説明書等に関する意見書」に必要事項を記載し、電子メールに添付して提出すること ・電子メールの件名は、質問書の場合は「P F I 入札説明書等質問」、意見書の場合は「P F I 入札説明書等意見」として送信すること
提出先	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課 E-mail : kyoui-soumu@city.iga.lg.jp

(8) 入札説明書等に関する第 2 回質問・意見に対する回答

入札説明書等に関する第 2 回質問・意見に対する回答は、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関わり、提出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

あると市が判断したものを除き、平成 30 年 2 月 9 日(金)に市ホームページにおいて公表する。なお、提出された質問・意見に関して、市が必要と判断した場合は、提出者に対して直接ヒアリングを行うことがある。

(9) 入札の辞退

参加資格審査を通過した入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書類及び提案書類受付締切日の前日までに入札辞退届(様式 5)を伊賀市教育委員会事務局教育総務課に持参または郵送により提出すること。

(10) 入札書類及び提案書類の受付

参加資格審査を通過した入札参加者から入札書類及び提案書類を次のとおり受け付ける。受付日時に入札書類及び提案書類を提出しない場合は、本事業の入札に参加することができない。

受付日時	平成 30 年 2 月 26 日(月)午前 10 時から午後 3 時まで
提出場所	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課(伊賀市役所 大山田支所 2 階) 三重県伊賀市平田 652 番地の 1
提出書類	・入札書類及び提案書類は、様式集に従って作成すること
提出方法	・入札参加者の代表企業が持参により提出すること ・参加資格審査結果通知書を持参すること

市は、入札参加者から提出された書類について、入札説明書等の指定通りに必要書類が形式上全て揃っていることを確認し、不備・不足がある場合は、失格とする。

(11) 入札及び開札

入札及び開札は、次のとおり行う。

日時	平成 30 年 2 月 26 日(月) 午後 4 時
場所	伊賀市役所 大山田支所内 ※詳細については、入札参加者に別途通知する。

(12) 入札価格の確認等

市は、入札書に記載された入札価格が予定価格の範囲内であることを確認し、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を提案審査の対象とする。

開札時において、入札価格の公表は行わない。

入札価格が予定価格を超える場合、当該入札参加者は失格とし、その場で通知する。

5 入札に関する留意事項

(1) 入札及び開札時の注意事項

- ①入札及び開札は、入札参加者またはその代理人が立ち合うこと。立ち合うことができる者は、各入札参加者につき1名とする。なお、入札参加者またはその代理人は、当該入札に関する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。
- ②入札参加者の代理人が入札を行う場合及び開札に立ち会う場合、「委任状」（様式6-3）を作成して持参すること。
- ③入札参加者またはその代理人は、身分証明書（社員証、運転免許証等）を提示すること。
- ④入札参加者は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- ⑤入札参加者は、入札にあたり、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格、入札意思及び提案内容等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格及び提案内容等を定めなければならない。
- ⑥入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格及び提案内容等を意図的に開示してはならない。
- ⑦入札参加者の談合その他の理由により、入札を公正に執行することができないと認められる場合またはそのおそれがある場合は、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。後日、不正な行為が判明した場合は、契約を締結しない、または契約の解除等の措置をとることがある。

(2) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類及び提案書類の提出をもって、入札説明書等のほか、質問・意見に対する回答及び市が公表・配布した追加資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3) 複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(4) 入札書類及び提案書類の変更等の禁止

提出された入札書類及び提案書類の変更、差替え、再提出は、原則として認めない。
提案審査において市が必要と判断した場合は、入札参加者に追加書類の提出を要求することがある。

(5) 入札参加等に係る費用負担

入札書類及び提案書類の作成並びに入札参加に係る費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

(7) 使用言語、単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(8) 著作権

入札参加者から提出された提案書類の著作権は、当該提案書類を提出した入札参加者に帰属する。ただし、市は、本事業に関して必要な範囲において、落札者として選定された入札参加者の提案書類の全部または一部を無償で使用するができるものとする。また、市は、審査結果の公表に必要な範囲において、その他の入札参加者の提案書類の一部を無償で使用するができるものとする。

なお、入札参加者から提出を受けた書類は返却しないものとする。

(9) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている材料、履行方法等を使用した結果生じる責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

(10) 市が公表・配布する資料の取扱い

本事業において、市ホームページで公表する資料及び入札参加者に配布する資料は、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 入札の中止等

天災その他やむを得ない理由が生じた場合は、入札の執行を延期し、または中止することがある。

なお、入札参加者が1者の場合も入札を行う。ただし、入札妨害の疑い、不正または不誠実な行為等により入札を公正に執行することができないと認められる場合、または競争性を確保し得ないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告、または入札の取止め等の対処を図ることがある。

(12) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者の決定後、当該落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合には、当該決定を取り消すものとする。

- ①本事業への参加資格が無い者による入札
- ②参加資格の確認基準日から入札日までに参加資格要件を欠いた者を構成員としている者による入札
- ③参加資格審査を通過した入札参加者の代表企業以外の者による入札
- ④必要な記名押印がない、または押印された印影が明らかでない入札書による入札

- ⑤金額を訂正した入札書による入札
- ⑥金額以外の記載事項を訂正、削除、挿入等を行った場合において、訂正印がない入札書による入札
- ⑦必要事項の記載がない、または記載事項が判読できない入札書による入札
- ⑧入札書に記載された事項の誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭な入札
- ⑨入札書に記載されている日付が入札日と異なる、または日付の記載がない入札
- ⑩委任状を持参しない代理人による入札
- ⑪2通以上の入札書を提出した者による入札
- ⑫他の入札参加者の代理人を兼ねた者による入札
- ⑬提案書類に虚偽の記載をした者による入札
- ⑭談合等の不正行為があった者による入札
- ⑮入札書別紙（入札価格内訳書）を提出しない、または入札書別紙に不備等がある入札
- ⑯記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされている入札書による入札
- ⑰その他入札に関する条件に違反した入札または市の指示に従わない者による入札

(13) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加者の代表企業に通知する。

(14) 予定価格

本事業の予定価格は、金 4,217,627,000 円（消費税額及び地方消費税額を除く）である。

6 落札者の決定方法

(1) 事業者の選定方法

事業者の選定は、参加資格審査と提案審査の2段階で実施する。

審査の手順など詳細については、落札者決定基準に示す。

(2) 審査委員会の構成

提案審査における最優秀提案者の選定は、審査委員会において行う。

審査委員会は、下表記載の6名の委員により構成し、審査は非公開とする。

(敬称略)

役 職	氏 名	役 職
委員長	奥野 信宏	名古屋都市センター長
副委員長	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科教授
委員	森永 孝子	三重短期大学非常勤講師
委員	羽原 伊久雄	公認会計士
委員	大森 秀俊	伊賀市副市長
委員	谷口 修一	伊賀市教育委員会事務局 学校教育推進監

入札参加者が、審査委員会の委員に対し、事業者の選定に関して自己に有利になることを目的に接触等の働きかけを行った場合、当該入札参加者は失格とする。

(3) ヒアリングの実施

提案書類の審査にあたり、入札参加者によるプレゼンテーション及び入札参加者に対するヒアリングを実施する。平成30年3月下旬の開催を予定しており、詳細については、入札書類及び提案書類の受付後に入札参加者の代表企業に通知する。

(4) 落札者の決定及び公表

市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定する。

審査結果は各入札参加者に通知するとともに、落札者の決定結果及び客観的な評価は、市ホームページに公表する。

(5) 落札者にならなかった入札参加者に対する理由の説明

落札者とならなかった入札参加者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。上記の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を審査結果の公表を行った日から起算して5日以内に市に提出する。提出方法は、郵送（一般書留または簡易書留によること）または持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた入札参加者に対する回答は、平成30年5月（予定、詳細な日付は後日通知する）に書面により行う。

(6) 落札者を決定しない場合の措置

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者あるいは資格審査通過者が無い、

あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

第4 事業契約に関する事項

1 契約手続き等

(1) 基本協定の締結

落札者の決定後、市と落札者は、速やかに基本協定を締結する。

(2) 事業者との仮契約の締結

市は、落札者が設立したS P Cと平成30年5月に仮契約を締結する。

仮契約の締結にあたり、事業契約書（案）の内容は、入札前に確定することができなかった事項を除いて、原則として変更しない。

契約金額は、入札価格（落札価格）に消費税及び地方消費税額を加えた金額とする。

(3) 事業契約の締結

仮契約は、市議会（平成30年6月定例会）で議決されたときに本契約となる。

(4) 契約を締結しない場合

落札者決定日の翌日から事業契約の本契約の成立までの間に、落札者の構成員において参加資格の全部または一部を欠くに至った場合は、市は落札者と事業契約の仮契約及び本契約を締結しないものとする。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を行わない。

ただし、代表企業以外の構成企業または協力企業が参加資格の全部または一部を欠くに至った場合で、落札者が参加資格を欠いた者に代えて、参加資格を有する者を構成企業または協力企業として補充し、市が参加資格等の確認及びS P Cとしての事業能力を勘案したうえで、事業契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断したときは、市は事業契約の仮契約を締結し、または本契約を成立させることができる。なお、この場合の補充する構成企業または協力企業の参加資格を確認する基準日は、当初の構成企業または協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(5) 契約の締結に至らなかった場合の措置

事業者の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合には、市は事業者に対して違約金を請求することができる。

上記の場合を除き、事業契約の締結に至らなかった場合には、市及び事業者（落札者を含む）が本事業の入札及び準備に関して要した費用は各自が負担し、相互に債権債務関係が生じないものとする。

(6) 費用の負担

事業契約の締結に係る落札者及び事業者側の弁護士報酬、印紙代その他一切の費用は、落札者または事業者の負担とする。

2 契約保証金

事業契約締結時に必要となる契約保証金については、事業契約書（案）に示す。

3 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を第三者に譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権または新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。

なお、代表企業及び構成企業が保有するＳＰＣの株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

第5 事業実施に関する事項

1 誠実な業務遂行義務

事業者は、事業契約書（案）に定めるところにより、本事業に係る各業務を誠実に遂行する。

2 市と事業者との責任分担

本事業に係る各業務遂行上のリスク及び責任は、原則として事業者が負担する。

ただし、事業者が適切に管理することができないと認められるリスクについては、市がその全てまたは一部を負担する。責任分担の詳細やリスクが顕在化した場合における具体的な費用負担の方法等については、事業契約書（案）に示す。

3 業務遂行状況のモニタリング

市は、事業者が要求水準書等の公表資料及び提案書類に基づいて適切に本事業を実施していることを確認するため、各業務の遂行状況及び財務状況についてモニタリングを行う。

市は、モニタリングの結果、要求水準を満たしていないと判断した場合には、是正または改善の要求やサービス対価の減額等の措置を行うことができるものとする。

モニタリングの実施時期や内容、要求水準を満たしていない場合の措置に関する詳細については、事業契約書（案）に示す。

4 保険の付保

建設期間中において、事業者または建設企業・調理設備企業は、建設工事保険及び請負業者賠償責任保険を付保する。

開業準備期間中及び運営・維持管理期間中において、事業者または運営企業、維持管理企業、調理設備企業は第三者賠償責任保険を付保する。

5 事業計画または事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

事業計画または事業契約書の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は本事業の円滑な遂行を前提とし、誠意をもって協議を行い、解決を図るものとする。

一定期間内に協議が整わない場合の措置については、事業契約書（案）に示す。

本事業に関する紛争については、津地方裁判所伊賀支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書（案）に定める事由ごとに市または事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じる。修復その他の措置を講じたにもかかわらず、本事業の継続が困難となった場合は、事業契約書（案）の定めるところにより本事業を終了する。詳細については、事業契約書（案）に示す。

(1) 民間事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

事業者の帰責事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善計画等の提出及び実施を求めることができる。ただし、事業者が当該期間内に修復することができなかった場合、市は事業契約を解除することができる。

(2) 市の帰責事由により事業の継続が困難となった場合

市の帰責事由に基づく債務不履行により、本事業の継続が困難となった場合は、事業者は事業契約を解除することができる。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

市または事業者の責めに帰すことのできない不可抗力その他の事由により、本事業の継続が困難となった場合は、市及び事業者との間で本事業の継続の可否について協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合は、相手方への書面による事前の通知により、市及び事業者は事業契約を解約することができる。

不可抗力の定義については、事業契約書（案）に示す。

7 金融機関と市との協議

市は、本事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的として、事業者に融資を行う金融機関と協議を行い、当該金融機関と直接協定を締結することを予定している。

8 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法制上または税制上の措置が適用される場合には、それによるものとする。事業者は、建設期間中、施設整備業務の遂行に必要な範囲で本敷地を無償で使用するものとする。また、開業準備期間及び運営・維持管理期間中、開業準備業務、運営業務及び維持管理業務の遂行に必要な範囲で本敷地及び本施設を無償で使用するものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市は事業者がこれらの支援を受けることができるように努める。

市が国からの交付金の交付を受ける場合は、事業者は当該交付金の申請に係る手続き等に対して必要な協力を行うこと。

(3) その他の措置及び支援

市は、事業者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行う。また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、市及び事業者で協議する。

第6 入札説明書等に関する問合せ先

入札説明書等に関する問合せ先は、次のとおりとする。

本事業に関する情報提供は、市ホームページにおいて行う。

担 当	伊賀市教育委員会事務局 教育総務課
住 所	三重県伊賀市平田 652 番地の 1 （伊賀市役所 大山田支所 2 階）
電 話	0595-47-1280
F A X	0595-47-1281
E-mail	kyoui-soumu@city.iga.lg.jp
U R L	http://www.city.iga.lg.jp